

議提第3号

白石市空き地の適正管理に関する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成27年 6月15日

提出者	白石市議会議員	四 竈 英 夫
賛成者	白石市議会議員	制 野 敬 一
〃	〃	伊 藤 勝 美
〃	〃	安 藤 佳 生
〃	〃	水 落 孝 子
〃	〃	沼 倉 啓 介
〃	〃	平 間 知 一
〃	〃	佐久間 儀 郎
〃	〃	山 田 裕 一
〃	〃	山 谷 清

白石市議会議長 保 科 惣一郎 殿

## 白石市空き地の適正管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空き地の適正な管理に関し、必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体、財産を保護するとともに、その生活環境の保全及び防災並びに防犯の向上を図り、もって安全で安心な魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 市内の宅地化された状態の土地その他の空閑地（雑種地を含む。）で、現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地であっても、相当の空閑地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き地の所有者又は管理について権原を有する者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 雑草等 雑草・枯草またはこれに類するかん木類をいう。
- (5) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (6) 管理不全な状態 雑草等が繁茂し、若しくは放置されている状態で、その状態が次に掲げる一以上に該当する場合をいう。
  - ア 衛生動物の発生のおそれがあるとき
  - イ ごみの不法投棄が著しいとき
  - ウ 人の健康、生活環境を阻害するおそれがあるとき
  - エ その他、安全かつ快適な生活環境を著しく阻害するおそれがあるとき

### (市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空き地の適正な管理に関し、必要な措置を講じなければならない。

### (所有者等の責務)

第4条 空き地の所有者等は、空き地が管理不全な状態にならないよう、常に適正に維持管理し、良好な環境を保持しなければならない。

### (市民等の協力)

第5条 市民等は、適正な管理がなされていない空き地があると認めるときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。

(当事者による解決との関係)

第6条 この条例は、管理不全な状態にある空き地の所有者等及び当該空き地に関する紛争の相手方（以下「当事者」という。）が、当事者同士の合意、訴訟その他の当事者による当該紛争の解決を図ることを妨げるものではない。

(調査等)

第7条 市長は、空き地が管理不全な状態にあると疑うに足りる事実があるとき又は第5条の規定による情報の提供を受けたときは、この条例の施行に必要な限度において、職員に所有者等の情報その他必要な事項について調査をさせることができる。

2 市長は、前項の調査を行う場合において、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空き地の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

3 市長は、第1項の調査を行う場合において必要があると認めるときは、当該職員に当該空き地に立ち入らせ、調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により当該職員を空き地と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空き地の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない。

5 第3項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第3項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第8条 市長は、前条の調査により、空き地が管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、管理不全な状態を解消するため必要な措置を講ずるよう指導をすることができる。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き地が管理不全な状態にあるときは、当該指導を受けた者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(警察その他の関係機関との連携)

第10条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該空き地の存する区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

(適用除外)

第11条 第2条第1項の規定は、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものには適用しない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

# 参 考 资 料

## 白石市空き地の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白石市空き地の適正管理に関する条例（平成 年白石市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(身分証明書)

第3条 条例第7条第5項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）による。

(調査票等)

第4条 条例第7条に規定する調査等の結果については、空き地調査票（様式第2号）に記載するものとする。

2 条例第7条第4項に規定する通知については、空き地の適正管理に係る立入調査について（通知）（様式第3号）により行うものとする。

(指導基準等)

第5条 条例第8条に規定する指導は、条例第2条第1項第6号に規定する状態に応じ、別表1に掲げる指導基準により行うものとする。

(指導文書)

第6条 条例第8条に規定する指導については、空き地の適正管理について（指導）（様式第4号）により行うものとする。

(勧告書)

第7条 条例第9条に規定する勧告については、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から実施する。

様式第1号（第3条関係）

（表面）

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属 氏 名 生年月日	
上記の者は、白石市空き地の適正管理に関する条例（平成 年白石市条例第 号）第7条第5項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。	
平成 年 月 日	
白石市長	印

（裏面）

白石市空き地の適正管理に関する条例（抜粋）
（調査等）
第7条 市長は、空き地が管理不全な状態にあると疑うに足りる事実があるとき又は第5条の規定による情報の提供を受けたときは、この条例の施行に必要な限度において、職員に所有者等の情報その他必要な事項について調査をさせることができる。
2 市長は、前項の調査を行う場合において、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空き地の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
3 市長は、第1項の調査を行う場合において必要があると認めるときは、当該職員に当該空き地に立ち入らせ、調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。
4 前項の規定により当該職員を空き地と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空き地の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない。
5 第3項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
6 第3項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

空き地調査票

①情報提供内容記載票

①情報提供内容記載票			受付担当者	
受付番号	地区		所在地	
	No.			
情報提供年月日			情報提供者氏名	備考
情報提供方法	来庁・電話・その他		情報提供者連絡先	
情報提供概要	空き地	雑草・枯草・かん木・その他（ ）		

②所有者情報等記載票

登記簿情報	登記簿取得年月日		調査年月日
区分		氏名	所在地
所有者情報	土地		
土地情報	権利者		

管理者情報	氏名	
	住所・連絡先	
	所有者との関係	
	管理状況	

戸籍等情報		
調査実施日		調査方法
調査結果	氏名	住所・本籍地等



③対応状況記載票

立入調査事前通知の実施		
事前通知処理等	実施日	内容

指導の実施		
管理不全な状態の概要		
指導経過等	実施日	内容
指導への応答経過等	応答日	内容

勧告の実施		
勧告経過等	実施日	内容
勧告への応答経過等	応答日	内容

**④現況調査票**

調査番号	No.	調査年月日		調査職員	
土地の 状態	雑草の繁茂				
	衛生動物の発生				
	かん木の繁茂				
	可燃物の有無				
	廃棄物の有無				
	その他				

道路の状況	【幅員】	m	・	【空き地と接地している部分の長さ】	m	・	接道なし
近隣の状況	学校・保育所及び公共施設等（ 隣接 ・ 近接 ・ 100m周辺になし ）						
	通学路又は通行量の多い道路（ 前面 ・ 近接 ・ 100m周辺になし ）						

現況写真	撮影年月日	

**⑤現況調査結果への対応判断**

管理不全な状態の分類	対応内容	対応判断部署	判断年月日
雑草（青草・枯草）の繁茂	対応なし ・ 指導		
かん木の繁茂	対応なし ・ 指導		
不特定者の進入	対応なし ・ 指導		
可燃物の状況	対応なし ・ 指導		
廃棄物の投棄	対応なし ・ 指導		
コメント欄			

⑥周辺地図 ※庁内GISの地図データ等

--

⑦その他特記事項

内 容

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

氏名 様

白石市長 印

空き地の適正管理に係る立入調査について（通知）

白石市空き地の適正管理に関する条例第4条の規定により、空き地の所有者等は、その所有又は管理する空き地が管理不全な状態にならないように適正にこれを管理しなければならないことと定められています。

あなたが所有（管理）する下記の空き地について、その管理不全な状態を確認するため、空き地の敷地内に 年 月 日に立入調査をいたしますので、条例第7条第3項の規定により通知します。

記

- 1 空き地の所在地等 白石市

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

氏名 様

白石市長 印

空き地の適正管理について（指導）

白石市空き地の適正管理に関する条例第4条の規定により、空き地の所有者等は、その所有又は管理する空き地が管理不全な状態にならないように適正にこれを管理しなければならないことと定められています。

あなたが所有（管理）する下記の空き地について 年 月 日に調査したところ、管理不全な状態にあると認められましたので、速やかに改善されるよう指導します。

また、空き地の所有（管理）の状況等について事実と相違している場合は、ご一報くださいますようお願いいたします。

記

- 1 空き地の所在地等 白石市
- 2 空き地の状況及び管理不全な状態

（注）本通知による指導に従わないときは、条例第9条の規定による勧告を行う場合があります。

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

氏名 様

白石市長 印

### 勧告書

白石市空き地の適正管理に関する条例第9条の規定により下記のとおり勧告します。

#### 記

- 1 勧告の対象（空き地の所在地等） 白石市
- 2 勧告の内容
- 3 履行期限 年 月 日
- 4 勧告の理由（空き地の状況及び該当する管理不全な状態）

別表1（第5条関係）

項目		指導基準	着眼点
条例第2条	区分	※空き地の状況・周囲への影響度	※判定するための具体的例示
第6号 ア	衛生動物の発生の発生しているとき	衛生動物が多数発生し、隣接地に居住している市民等の健康に悪影響を及ぼしているもの	<p>(1) ねずみ・ハエ・蚊等の衛生動物（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）、狂犬病予防法（昭和25年8月26日法律第247号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）等、他法令で対応するものを除く。）が多数発生しているもの</p> <p>(2) 空き地のかん木類にスズメバチ等が営巣をはじめており、そのまま放置すれば近隣住民等の身体等に被害を与えるおそれがあるもの</p>
第6号 イ	ごみの不法投棄が著しいとき	廃棄物の飛散、流出、倒壊が発生し、隣接地に居住する市民等の生命、身体等に被害を及ぼす危険性があるもの	<p>(1) 廃棄物が相当の高さにまで堆積していることにより、隣接に居住している市民等に悪影響を及ぼすもの（ただし、道路上への影響があるものを除く。）</p> <p>ア 廃棄物が飛散、流出又は倒壊するおそれがあるもの</p> <p>イ 悪臭発生のおそれがあるもの</p>
第6号 ウ	人の健康、生活環境を阻害	雑草が繁茂しており、隣接地に居住している市民等の健康、生活環境を阻害するおそれがあるもの	<p>(1) 雑草等が開花し、その花粉が人の健康を害するおそれがあるもの</p>

	<p>するおそれがあるとき</p>		<p>(2) 空き地内の相当程度の面積で 生い茂り、草丈が概ね1メートル以上あるもの</p> <p>(3) 周辺的生活環境へ悪影響を及ぼすもの</p> <p>ア 悪臭発生のおそれがあるもの</p> <p>イ 蔦等の雑草が隣接住居や構造物にからまっているもの</p> <p>ウ 防犯灯又は電線等に雑草等がからまっているもの</p> <p>(4) 枯草等が密集していることにより火災予防上危険と認められるもの</p>
第6号 エ	<p>その他、安全かつ快適な生活環境を著しく阻害するおそれがあるとき</p>	<p>第6号アからウの指導基準以外の状態にあるもの</p>	<p>(1) 雑草等が現認できる境界（フェンスや壁等）から現に道路（歩道及び路肩部を含む。）上へはみ出し、現状を放置していることにより、道路の通行や走行を妨げるもの</p> <p>ア 蔦等の雑草が道路上にはみ出し、歩行者並びに車両の通行を妨げているもの</p> <p>イ 交通標識や信号機等が視認しづらいもの</p> <p>(2) 雑草が繁茂しており、犯罪防止上好ましくないと認められるもの</p> <p>ア 不審者が隠れる場所となるおそれがあるもの</p> <p>イ 幼児、児童等が遊びで身を潜めるおそれがあるもの</p>